

1. ぶどう栽培委託契約

- ・2017 年度は 2 号畑で成木 3 本が枯れ、その原因について一条さんにうかがったところ、幹も根も傷んでおらず原因が不詳とのことであった。
 - ・一条さんより、栽培指導者として日常の見回り、薬剤に頼らない除草などの日常管理を自ら担当したいとの申し出があり、お受けしたい。
 - ・対象とする畑が 1 号畑～5 号畑に加え、6 号・7 号が加わり計 7 反（予定）となり、また、薬剤散布量が今年の 2 倍になることから、委託人材の強化、委託料の見直しを行いたい。
 - ・一条さんからは「会津は出来高払い」の話があり、時間単位又は日単位での支払いを基本としたい。
 - ・会津では「百姓の来年」、即ち「反省して来年はもっといいものをつくる」という言葉があり、いわゆる P D C A を 2018 年は実践していきたいと年頭の言葉を頂いた。
- 1) 一条悟さんを栽培指導者として委託契約し、そのもとで栽培業務を長嶋隆仁さん、薬剤散布を渡辺博仁さんとして委託契約する。
 - 2) 委託内容は①日常の見回り管理 ②誘引・剪定・摘花・摘粒等の栽培業務 ③薬剤散布 ④除草 ⑤ビニール掛け・撤去
 - 3) ①一条さん、②長嶋さん、③渡辺さん、④一条さん及びシルバーセンター、⑤会員及び委託者を基本とし、繁忙期は相互乗り入れ、および会員のボランティアにより合理的な活動を進める。
 - 4) 一条さんの契約：(草刈り等) 1,500 円/時、及び指導料 120,000 円/年
 - 5) 長嶋さんの契約：70,000 円/月 (4 月～11 月)、10,000 円/月 (12 月～3 月)
 - 6) 渡辺さんの契約：(薬剤散布) 25,000 円/回 (2017 年度：20,000 円) + ガソリン代 (25 円/km)
(その他依頼業務) 10,000 円/日 (移動時間含み 7 時間) + ガソリン代 (25 円/km)

2. 生食用ぶどう栽培

- 1) 2017 年度は、賛助会員へのお礼として渡辺さんに依頼して栽培を進めたが、想定予算 175,000 円 (賛助会員:70 人) をオーバーし、栽培委託費・送料等で計 24 万円を要した。

3. ワイナリーツーリズムの実施

- 1) 東邦銀行による公益信託うつくしま基金助成 (70 万円) の採択により、醸造技術の習得とワイナリー建設の事例視察として年 3 回のワイナリーツーリズムを実施する。
- 2) 候補地は甲府・勝沼・塩山、東御など。
- 3) 同基金助成を受け、会員 2 名を選抜し日本ソムリエ協会「ワインエキスパート資格」に挑戦する。

4. 年間スケジュールの会員周知

- 1) 会員の各イベント参加を促し、理事の現地活動を活性化するため年間スケジュールを周知する。

以上